

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年4月8日(水)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

出席委員42名

2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治	4番 米村 昌昭
5番 牛島 國廣	7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博
9番 角居 登	10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝
12番 杉本 清和	13番 村上 義博	14番 網田 稔
15番 村中 英次	16番 南 順二	17番 角田 一誠
18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳	21番 山口 謙藏
22番 松村造酒夫	23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢
25番 牛嶋 弘	26番 渡辺 智明	27番 高群 藤雄
28番 園田 操	29番 村上 智弘	31番 村上 正春
32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆	34番 一木 文雄
35番 後藤 和則	37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸
39番 柘永 築	40番 西川 秀文	43番 杉浦 照雄
44番 志柿 茂喜	45番 内田 康喜	46番 前田 道弘
47番 藤本 照義	48番 田上 義則	49番 清田 政敏

欠席委員7名

1番 税所 史熙	6番 藤岡 照代	20番 田中 求
30番 澤田 公俊	36番 北口 和皇	41番 成松 道敏
50番 上田 芳裕		

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中42名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、現職の方々の最後の総会でございます。そしてまた、今日は、この総会が終わりましてからが、お別れ会でございますけれども、本当にお疲れでございました。また、今日は最後の総会がスムーズにいきますよう、どうかよろしくをお願いいたします。

本日は、農地法に基づく許可申請や、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。どうか本日の総会がスムーズにいきますようよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たりまして、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には32番の橋本春利委員と33番の馬原清隆委員、書記に事務局の小林賢治主幹を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで7件でございます。

議事に入ります前に、議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案の訂正について説明及び配付済み議案の訂正を依頼）

議長 それではただいまより、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、47件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

32番 橋本春利委員

32番委員、橋本です。

1番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、経営拡張による使用貸借権の設定です。譲受人は水稻、野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはミニトマト、キャベツ、ネギを作付される計画です。

2番、3番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

4番は、耕作の便宜上取得による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

6番も、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

7番は、西区沖新町の法人が農業生産法人の設立による所有権移転の申請です。同法人は、先日の地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行い事業計画などの確認をしております。申請地では水稲、ネギ、メロンを生産・販売していく計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ミニトマトを栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

9番、10番は関連で、西区中島町の法人が農業生産法人の設立のため賃借権の設定をされる申請です。同法人は、先日の地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行い事業計画などの確認をしております。申請地では水稲、ネギを生産・販売していく計画です。今回、南部飽田地区の28番にも申請されており、この案件の議決は、南部飽田地区の案件とあわせての議決をお願いします。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲、露地野菜を作付される計画です。

以上、11件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、1番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

12番 杉本清和委員

12番委員、杉本です。

12番から16番につきまして、さきの地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番から14番は関連で、独立就農のための申請です。12番は祖父からの使用貸借、13番、14番は賃貸借によるものです。さき

の地区委員会へ出席を願い、営農計画について聞き取り調査を行いました。申請者は現在、親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンを作られる予定です。

15番は、同居の孫へ贈与されるものです。申請者はミカンを作られる専業農家で、申請地にもミカンを作られる予定です。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンを作られる農家で、申請地にもミカンを作られる予定です。

以上5件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より12番から16番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

17番から28番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

17番は、妻への贈与による所有権移転の申請です。申請人は農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

18番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。申請人は農家で主に米と露地野菜を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

19番も、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。申請人は農家で主に米と露地野菜を作付されており、許可後も申請地に露地野菜、ジャガイモ、薬物を作られる予定です。

20番は、経営拡張のため賃借権設定の申請です。申請人は兼業農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

21番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。申請人は兼業農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

22番と23番は関連で、経営拡張のための売買による所有権移転

の申請です。申請人は農家で主に施設園芸と露地野菜栽培をされており、許可後も申請地に露地野菜、ネギを作られる予定です。

24番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。申請人は農家で主に米と露地野菜を作付されており、許可後も申請地に露地野菜、ネギを作られる予定です。

25番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。申請人は農家で主に米と露地野菜を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

26番は、経営拡張のため売買される所有権移転の申請です。申請人は農家で主に米と露地野菜を作付されており、許可後も申請地に露地野菜、ダイコン、ネギを作られる予定です。

27番も、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。申請人は兼業農家で主に米と露地野菜を作付されており、許可後も申請地に露地野菜、キャベツを作られる予定です。

28番は、西区の9番、10番の案件と関連で、農業生産法人設立のための賃借権設定の申請です。さきの地区委員会で聞き取り調査を行い、事業計画などの確認をしております。許可後は申請地に施設園芸、ネギを作られる予定です。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、これら12案件は、農地法第3条2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、地元委員より17番から28番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、29番。

8番 林田智博委員

8番委員。

29番と30番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

29番と30番は関連で、経営拡張のため賃借権設定される申請です。申請人は農業生産法人で施設園芸のトマト、ベビーリーフを作られており、許可後は施設園芸のベビーリーフを作られる予定です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、２９番、３０番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、次に３１番、３２番ですが、譲受人が議席番号２８番の園田委員本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第２４条第１項の規定により、議事に参与することができません。園田委員には、審議終了まで議場から退室していただきます。園田委員、よろしく願いいたします。

（園田委員 退室）

２番 福原幸一委員

２番委員です。

３１番は、子への贈与のための申請です。譲受人は米、麦を作付されており、許可後は米を作られる予定です。

３２番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、麦を作付されており、許可後は米を作られる予定です。

以上２件について地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いします。

議長 　　ただいま、地元委員より３１番から３２番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、園田委員に入室をお願いいたします。

（園田委員 入室）

議長 　　次、３３番、地元委員より報告をお願いいたします。

２番 福原幸一委員

３３番から３６番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

３３番は、農業者年金受給に関連して経営委譲のための使用貸借権設定の申請です。借人は米、麦を作付されており、許可後は米、麦を

作られる予定です。

34番から36番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で米を作付されており、許可後は米を作られる予定です。

先日の地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、地元委員より33番から36番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、37番。

43番 杉浦照雄委員

43番委員です。

37番から38番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

37番は、子へ贈与のための申請です。譲受人は兼業農家で米を作付されており、許可後は米を作られる予定です。

38番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、麦を作付されており、許可後は米、麦を作られる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、地元委員より37番から38番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、39番。

31番 村上正春委員

31番委員。

39番から42番について、地区委員会での協議状況を報告します。

39番は、譲受人が耕作用の農地を取得される申請です。申請地が譲受人所有地に隣接しているため取得されるものです。許可後は水稻を作付されます。

40番は、譲受人が経営拡張のため農地を取得される申請です。許可後は水稻を作付されます。

41番、42番は関連です。借り人が独立就農のために41番は使用貸借、42番は賃貸借される申請です。借り人は、高齢な祖父の農作業の手伝いをされてこられる中で新規就農への意欲が湧き、今回独立して営農を開始されるために申請されたものです。先日の地区委員会に出席いただき聞き取り調査を行いました。経営計画等について何ら問題のないことを確認しました。許可後は住まいも祖父宅に移し、スイカ、メロンと水稻の作付をされるそうです。

以上4件、先日の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可の要件を満たしていることを確認しております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より39番から42番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、43番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

43番から47番について、地区委員会での協議状況を報告します。

43番は、後継者へ贈与される申請です。申請人は施設園芸の専業農家で、許可後も施設園芸作物を作付される予定です。

44番も、後継者へ贈与申請です。申請人は施設園芸農家で、許可後も施設園芸作物を作付される予定です。

45番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。申請人は施設園芸の専業農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

46番は、経営拡張のため使用貸借権を設定される申請です。申請人は水稻を作っておられ、許可後はミカンを栽培される予定です。

47番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。申請人は稲作農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

以上5件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお

願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より43番から47番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

3番 谷口憲治委員

　　3番委員です。

　　1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

　　申請人は平成24年2月22日付で建て売り住宅2棟での転用許可を受けておられましたが、熊本都市計画に編入されたことに伴いまして開発許可条件が新たに加わりました。そのため整備費用が多額になったため、事業の継続が困難となっていたということでございました。今回、太陽光発電設備の設置場所を探しておられた事業承継者と合意に至り、事業目的を変更して事業を承継するものです。第4号議案41番で同時に5条申請がなされております。

　　以上1件、さきの地区委員会で慎重に検討しました結果、今回の事業計画変更は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いいたします。

18番 嶋村鎮雄委員

　　18番委員です。

　　1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたしま

す。

1番は、画図町大字所島にお住まいの農業者が、農地の一部を農業用資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、農業用施設であることから不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、車両、トラクター、コンバインや堆肥、育苗等の農業用資材と、車両等の通路を整備し利用される計画です。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は、平成28年5月1日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、2番。

19番 春口豊徳委員

19番委員。

2番と3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、龍田七丁目にお住まいの申請人からの植林への転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、杉20本、竹800本等の植林として利用される計画です。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。また、申請地は違反転用があったため、深く反省された旨の始末書が添付されております。

続きます、3番は、東京都荒川区にお住まいの申請人からの個人住宅への転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年11月30日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきまして

は、市開発景観課へ同時に手続中であるということを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討しました。2番につきましては、追認もやむを得ないという協議結果であり、3番につきましては転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、4番。

12番 杉本清和委員

12番委員、杉本です。

4番につきまして、さきの地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、農業用倉庫を建設される申請です。申請者はミカンを作られる専業農家で、現在、倉庫を借りて作業を行っておられます。今回、農業用倉庫を建設することにより農作業の効率化を図り、経営の安定、農業所得の向上を目指されます。農地区分は、中山間地の広がりのない農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農業用倉庫木造平屋建て1棟、334㎡を建設されるものです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され12月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。
続きまして、5番。

43番 杉浦照雄委員

43番委員。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、貸し店舗のための転用申請です。申請人は相続により取得したのですが、昭和54年に貸し店舗が建築され、登記も宅地に変わっていると思っておりましたが、最近畑のままであることがわかり転用申請したものです。このことを深く反省され始末書が添付されています。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積962.79㎡、うち転用面積810㎡で貸し店舗1棟で、妥当な面積と思われます。建築済みで隣地農地はなく、排水計画、被害防除など問題ありません。

以上、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、40件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いいたします。

18番 嶋村鎮雄委員

18番委員です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の申請人は株式会社ハピネスで、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅5

棟を建築される予定です。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年10月31日まで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきましても、市開発景観課へ同時に手続中であることを確認しております。

続きまして、2番は、佐賀県鳥栖市にお住まいのご夫婦から個人住宅への転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであることから不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築し利用される計画です。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については何ら問題はありません。工事完了は平成27年11月30日まで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきましても、同時に手続中であることを確認しております。

以上、1番と2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、3番。

48番 田上義則委員

48番委員。

3番から16番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番から13番までは関連で、株式会社南栄開発が農地を取得して地区計画により宅地分譲地へ転用する申請です。農地区分は、転用区域13筆中の9筆が、上下水道管が埋設する道路の沿道であり500m以内に2つ以上の教育施設がある第3種農地、4筆が、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、他地目を含む同一事業の面積に占める第1種農地の面積の割合が、3分の1を超えないものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画

は、宅地分譲地67区画を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年9月10日までで、開発許可につきましては同時に手続中であることを確認しております。

続きまして、14番から16番も関連で、株式会社南栄開発が農地を取得して地区計画による宅地分譲地へ転用する申請です。農地区分は、転用区域3筆中の2筆が、上下水道管が埋設する道路の沿道であり、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設がある第3種農地、1筆が、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、他地目を含む同一事業の面積に占める第1種農地の面積の割合が、3分の1を超えないものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、宅地分譲地39区画を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は、平成27年9月10日までです。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。

以上3番から16番まで、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より3番から16番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
 続きまして、17番。

19番 春口豊徳委員

19番委員。

17番から20番につきまして、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

17番と18番は関連で、土木建設機械器具の売買等を営むエスアールエス株式会社が、農地を取得して資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であり不許可の例外に

該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、エスアールエス株式会社の熊本営業所が、仮設ハウスや建設用機械用のバケット等の資材置き場として、申請地の隣接地を使用してこられました。手狭になったために申請地を、建設機械の資材置き場として拡張し利用される計画です。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は、平成27年5月10日までです。

続きまして、19番は、医療法人明和会が農地を取得して野外ケア施設へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であり不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、申請人が経営する隣接の悠心病院の精神病治療の一環として、軽微な運動等を行うための野外ケア施設として利用される計画です。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年7月28日までです。

最後に、20番は、保田窪四丁目にお住まいのご夫婦が、父親の農地を使用貸借して個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画です。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は、平成27年12月25日までです。開発許可につきましても、市開発景観課へ同時に手続中であることを確認しております。

以上17番から20番まで、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、17番から20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、21番は取り下げ、22番。

32番 橋本春利委員

32番委員、橋本です。

22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、建て売り住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、申請地周辺は宅地需要が多くライフラインも整っている

ため建て売り住宅の建築を計画されました。土地利用計画は、転用面積420㎡に建て売り住宅2棟の建築です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、沿道に多くの上下水道が埋設され、近隣500m以内には小学校と医療機関があることから、第3種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年5月1日から平成27年5月30日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、申請中とのことです。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より22番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
 続きます、23番。

12番 杉本清和委員

12番委員、杉本です。

23番、24番につきまして、さきの地区委員会で協議状況を報告いたします。

23番は、河内校区第1町内自治会がトイレ及び休憩所を建設される申請です。河内地区はミカンの大産地で、果樹園での農作業中にトイレ休憩をとるため20分近くかけて自宅まで帰る必要があり、作業効率が悪く、また、収穫期には、トイレがないために雇用を見つけるのに大変苦勞されています。以前より自治会にトイレ建設の要望が上がっており、今回、以上の問題を解決されるために計画されました。申請地は、農業振興区域内の農用地区域内であり原則転用は不許可になりますが、さきの熊本市の会議におきまして農業用施設への用途区分の変更が認められており、農用地利用計画に指定された用途への転用であり不許可の例外に該当し、転用は可能と判断されます。土地利用計画は、くみ取り式トイレ1棟と30㎡の休憩所の建設です。転用済みのため申請者からのてんまつ書が添付されています。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

24番は、西区河内町にお住まいの申請者が農家住宅を建設されるものです。申請者はミカンをつくられる専業農家で、既存の住宅が手

狭になったため、農業用倉庫や現在の自宅に隣接する申請地を選定されました。農地区分は、広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農家住宅木造平屋建て1棟、97㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され12月中旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま23番から24番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きます、25番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

25番から29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

25番から29番は関連で、給油所（ガソリンスタンド）の設置のため賃貸借権の設定をされる転用申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。また、一部には集落内開発制度指定区域が含まれています。申請人は石油事業を営む業者で、さらなる営業展開のため用地を探していたところ、申請地は主要地方道熊本港線と県道並建熊本線の交差点角に位置し、給油所建設が認められる地域であり、交通量も多く出入り口もスムーズで利便性にすぐれ、多様な集客が見込まれるため選定されたものです。転用計画は、田6筆4、614㎡に給油所、事務所、休憩室1棟、マルチ計量機10台、洗車コーナー21カ所、通路及び緑地の設置もされるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありませぬ。開発許可については事前審査の回答も得ておられます。工事期間は、平成27年6月1日から平成27年12月31日までの7カ月間を予定されております。

以上5件、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、これら

の案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より25から29番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、30番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

30番から32番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、使用貸借権設定による太陽光発電設備設置のための転用許可申請です。申請地は、10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、事業内容が隣接地にある既存施設の拡張であり、転用面積がその既存施設の2分の1以下であるため、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、畑2筆、計402㎡のうち転用面積は305㎡、既存施設は611㎡で、太陽光パネル100枚、発電容量25kwの能力であり、適正な面積ではないかと判断されます。また、九電からの工事負担金の請求書類等も添付されております。資金計画及び排水計画、被害防除等においても問題ありません。工事期間は、平成27年5月1日から平成27年5月15日までの約2週間を予定されています。

31番は、所有権移転による運動場拡張のための転用許可申請です。申請地は、10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、事業内容が隣接地にある既存施設の拡張であり、転用面積がその既存施設の2分の1以下であるため、不許可の例外に該当するものと判断しました。申請人は現在、保育園施設で運動場としては狭く、北側の市の公園を使用していたが、他の団体の利用と重なった場合には、全体活動ができずに不便であったため、同園の南側隣接地で十分な広さもあるこの申請地を選定されたものです。また、これらの農地は農業振興地域であったため、農振除外を経て申請されるものです。転用面積は、田2筆1,006㎡の運動場、トラック遊戯施設などを設置されるものです。資金計画及び

排水計画、被害防除等においても問題ありません。工事期間は、平成27年5月10日から平成27年6月30日までの約2カ月間を予定されています。

32番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。申請地は、10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断しました。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請人は不動産業を営んでおられ、申請地は住宅地の並ぶ県道に面した居住環境に適した土地であるため選定されたものです。転用計画は、総事業面積1,088.77㎡のうち田2筆471㎡の転用であり、全体で木造2階建て4棟を建築される予定です。資金計画及び排水計画、被害防除等においても問題ありません。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成27年6月1日から平成27年12月25日までの約7カ月間を予定されています。

以上3件、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、30番から32番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、33番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

33番から34番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

33番は、個人住宅のための所有権移転による転用許可申請です。譲受人は借家住まいで、ライフラインの整った住環境のいい申請地に個人住宅を計画しました。農地区分は、南区役所から300m以内の距離のため3種農地と判断されます。土地利用計画は、2階建て個人住宅1棟、建築面積160.94㎡で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域にあり開発景観課の事前審査の申請中です。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、

被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年4月20日から8月31日までの約4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

34番は、個人住宅のための所有権移転による転用許可申請です。譲受人は借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になり、住環境のいい申請地に個人住宅を計画しました。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、2階建て個人住宅1棟、建築面積49.68㎡で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域にあり開発景観課の事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年5月15日から9月25日までの約4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、33番から34番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
 続いて、35番。

43番 杉浦照雄委員

43番委員です。

35番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

35番は、賃借権設定により駐車場及び進入路のための転用許可申請です。賃借人である会社は就業者支援のための教習所を行っています。平成24年に転用許可を終えて駐車場を賃借権により拡充いたしましたが、なお駐車場が不足し、また、今の進入路では生徒の往来で安全面に苦慮しており、駐車場6台分と進入路の転用を計画しました。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除など問題ありません。工事計画は、平成27年5月1日より6月30日までの2カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、35番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、36番。

31番 村上正春委員

31番委員。

36番は、株式会社ベルネットからの太陽光発電設備への転用申請です。申請地は、先日の地区委員会で現地確認をしましたが、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、隣接する宅地と一体として同一の事業を行うものであり、事業の総面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えない面積であることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、申請地332㎡に隣接する宅地1,000㎡を合わせ総事業面積1,332㎡を賃借し、太陽光発電パネルを設置される計画です。資金は全額自己資金で賄われ、補い額を残高証明で確認済みです。排水、雨水のみで敷地内地下浸透処理し、オーバーフロー分は既存の排水路へ放出される計画で、同意書済みです。許可後は速やかに工事に着工され、完成後は目的どおりに利用されとの判断をいたしました。

以上、先日の地区委員会においての現地調査、協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、36番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、37番。

3番 谷口憲治委員

3番委員です。

37番から41番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

37番、38番は関連で、貸し資材置き場、貸し駐車場に転用され、申請人が役員を務めている法人へ貸し付ける計画でございます。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。周囲は道路と宅地です。転用面積については資材置き場など必要な面積と判断されます。その他必要書類は添付されております。工事期間は許可日から7月末までの予定です。

39番は、建て売り住宅9棟を計画される申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地で第2種農地と判断されます。周囲に農地はありません。事業面積は2,802㎡、うち農地は1,079㎡でございます。転用面積については必要な面積と判断されます。残高証明書等、必要書類は添付されております。集落内開発区域内の土地で開発許可も同時に申請されております。工事期間は許可日から平成29年4月30日までの予定となっております。

40番は、畜産業を行う法人が畜舎として取得する申請です。この案件は、平成26年12月22日付で、法人代表者が個人で取得する計画で許可を得られておりましたけれども、今回は許可証を返納し改めて法人が取得する申請でございます。農地区分は、農用地区域内の農地で原則不許可ですが、農業用施設用地として用途指定があるため不許可の例外に該当すると判断されます。申請地は農業用施設用地に用途指定がなされておりますが、譲渡人が約30年前に転用許可を得ずに畜舎を建て畜産業が行われておりました。無断で転用し反省している旨の始末書が添付されております。資金証明等、必要書類は添付されております。現在の施設をそのままの形で利用される計画でございます。

41番は、第2号議案、事業計画変更申請の関連です。申請人である事業承継者が太陽光発電設備を設置するための申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。隣接に農地がありますが、同意が得られております。資金証明等、必要書類は添付されております。転用面積は適当なものと判断しております。工事期間は許可後から10月末まででございます。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を全て満たしていると協議したところでございます。許可後は速やかに施工されることも確認いたしております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、37番から41番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　次、第5号議案及び第6号議案でございますが、この件については、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（1号）について、ご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細24ページの1番から3番までの合計3件でございますが、全て相対による売買です。面積は、3件合わせまして田961㎡、畑2,810㎡の合計3,771㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの4番から45ページの43番までで、貸し手40名、借り手27名の件数40件です。契約期間別では、6年未満が23件、6年以上10年未満3件、10年以上が14件で、面積は40件合わせまして、田13万7,208㎡、畑5万9,523㎡の、合計19万6,731㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜、水稻、果樹、施設野菜、飼料作物、苗木、畑作物及び麦です。

　　次に、再設定分です。明細46ページの44番から69ページの93番までで、貸し手44名、借り手43名の件数50件です。契約期間別では、6年未満33件、10年以上17件で、面積は50件合わせまして、田12万9,673㎡、畑5万3,241.42㎡の、合計18万2,914.42㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、施設野菜、露地野菜、果樹、飼料作物及び工芸作物です。

　　次に、利用権移転です。明細70ページの94番から78ページの112番までで、譲渡人1名、譲受人1名の件数19件です。契約期間は、6年未満15件、6年以上10年未満4件で、面積は19件合わせまして、田のみの9万9,825㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻です。

　　次に、農地利用集積円滑化事業です。明細78ページの113番から82ページの130番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と

転貸です。契約期間は全て6年未満で、面積は田1万6,181㎡、畑1万6,630㎡の合計3万2,811㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稻、露地野菜、畑作物及び施設野菜です。

続きまして、第6号議案です。お手元の1枚紙の表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。

明細84ページの1番から131ページの132番の中で、取り下げ5件を除きました件数127件と、別添の追加案件21件を合わせました合計148件で、契約期間は6年未満1件、10年以上147件です。面積は、148件合わせまして田59万4,091㎡、畑6万5,584㎡の合計65万9,675㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、畑作物及び麦を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのこととございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、7号議案でございます。引き続き農業経営を行っている旨の証明願でございます。3件でございます。地元委員の報告に当たりますのは、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

1番について地区委員会で協議状況を報告します。

1番は、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。土地の表示、証明の期間などは、議案に記載されているとおりです。願出人はこれらの農地については米を作付されており、引き続き耕作されていることを、地元農業委員

が確認しております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。
議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きますして、2番。

3 1 番 村上正春委員

3 1 番委員。

2 番について、地区委員会での検討状況を報告します。

2 番は、北区太郎迫町にお住まいの願出人より、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が願出人の農地について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適切な耕作・管理が行われておりました。

以上、地区委員会において協議した結果、証明については何ら問題のないことの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きますして、3番。

3 番 谷口憲治委員

3 番委員です。

3 番について、地区委員会での協議状況を報告します。

3 番につきましては、全ての農地が願出人により耕作されておりまして、継続して農業経営が行われていることを、地元農業委員が確認しております。

以上1件、地元農業委員がそれぞれ現地調査し、地区委員会において以上の協議結果となりました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次に、次第5の報告事項に入ります。
職員の任免については事務局から報告があります。よろしくお願ひします。
- 事務局 職員の任免について、両面になっておりますけれども、転出等のほうをお願いします。3月31日付で下川事務局長、伊津野西区分室長、緒方南区分室主査が、定年退職を迎えております。
転出した者になります。水牧事務局主幹兼主査、成松南区分室主幹、上村北区分室参事が、市長事務局に出向しております。市本南区分室参事は、下水道局のほうに出向しております。水上総務班主任主事、村田農業振興班の主任主事、桑原南区分室主任主事が、市長事務局のほうに出向いたしております。
続きまして、昇任でございます。私、田上が事務局長に就任いたしております。続きまして、岩本のほうが農業委員会事務局の参事に昇任しております。島村のほうが再任用の任期を更新いたしております。
続きまして、裏面になります。職員の任免についてでございます。転入でございます。堀田さんが農業委員会事務局副事務局長に就任しております。
- 事務局 南区農業振興課から参りました堀田でございます。農業委員会の事務は初めてでございますが、一生懸命頑張っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)
- 事務局 次は、宮本さんが農業委員会事務局西区分室長に就任いたしております。宮本さん、お願いします。
- 事務局 お世話になります。上下水道局から参りました宮本でございます。違う分野から参りましたのでまだ戸惑っております。皆様のご指導とご協力を賜りたいと思ひます。よろしくお願いいたします。(拍手)
- 事務局 続きまして、平野さんが南区分室の主幹兼主査に就任しております。
- 事務局 平野です。16年ぶりの出戻りになります。よろしくお願いいたします。(拍手)

- 事務局 続きまして、岩永さんが農業委員会事務局主査を任されています。
- 事務局 岩永と申します。中央区の保護課から参りました。何分わからないことばかりですけれども、一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。(拍手)
- 事務局 米田さんが、南区分室参事に就任しております。高取さんが事務局主任主事に就任しております。林田さんが、事務局の主任主事でございます。上田さんが、南区分室主任主事に就任しております。岡部さんが、南区分室主任主事に就任しております。それと井さんが、事務局の主事に就任しております。それと岩上さんが、北区分室の主任主事として再任用で就任しております。
- 以上、30名の職員体制でございます。皆様にご迷惑をかけると思いますが、一生懸命頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。(拍手)
- 議長 職員の任免について、が終わりました。
- 次に、次第6、その他について本日は特にございませぬ。
- 以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
- なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 一同 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。
- 事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
- これにて閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後4時31分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年4月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 橋 本 春 利

署名委員 馬 原 清 隆

書 記 小 林 賢 治